

担い手の育成等



老健局認知症施策・地域介護推進課

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室

成年後見制度に係る老健局の取組

- 今後、認知症高齢者や親族等による成年後見の困難な者が増加すると見込まれることから、
- ・ 成年後見制度の利用促進を図るとともに、
 - ・ 介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市民後見人の育成と活動支援を推進するため、以下の取組を実施

高齢者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法 改 正	改正老人福祉法 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成12年 4月施行	禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴い、市町村長に審判の請求権を付与
	改正介護保険法	平成18年 4月施行	地域支援事業の創設に伴い、高齢者に対する虐待防止等の「権利擁護事業(※)」を必須事業化 ※ 成年後見制度に関する情報提供や申立てに当たっての関係機関の紹介等 「成年後見制度利用支援事業(※)」は地域支援事業の任意事業として実施 ※ 低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成
	改正老人福祉法 (介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)	平成24年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置づけ

高齢者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
予算措置	市民後見推進事業	平成23年度～26年度	市町村が実施する①市民後見人の養成のための研修、②市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、③市民後見人の適切な活動のための支援への補助
	権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金による事業）	平成27年度～	認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援を切れ目なく、一体的に確保 →人材養成研修、権利擁護人材の資質向上のための支援体制整備
計画策定	認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）	2015（平成27年）～2025（令和7）年まで	認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進成年後見制度（特に市民後見人）や法テラスの活用促進、詐欺などの消費者被害の防止、高齢者の虐待防止
予算措置	成年後見利用促進連携・相談体制整備事業	平成29年度～	成年後見制度利用促進のため、社会福祉協議会や地域包括センター等の相談機関やネットワークの構築などの体制整備
計画策定	認知症施策推進大綱	2019（令和元年）～2025（令和7）年まで	成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、虐待防止施策の推進

◆ 認知症施策推進大綱（概要）

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

対象期間：団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年までとし、策定後3年を目途に施策の進捗を確認

共生

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。**



予防

「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。**また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

（具体的な施策の5つの柱）

- I 普及啓発・本人発信支援
- II 予防
- III 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- IV 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- V 研究開発・産業促進・国際展開

認知症の人や家族の視点を重視

市民後見人の育成及び活用

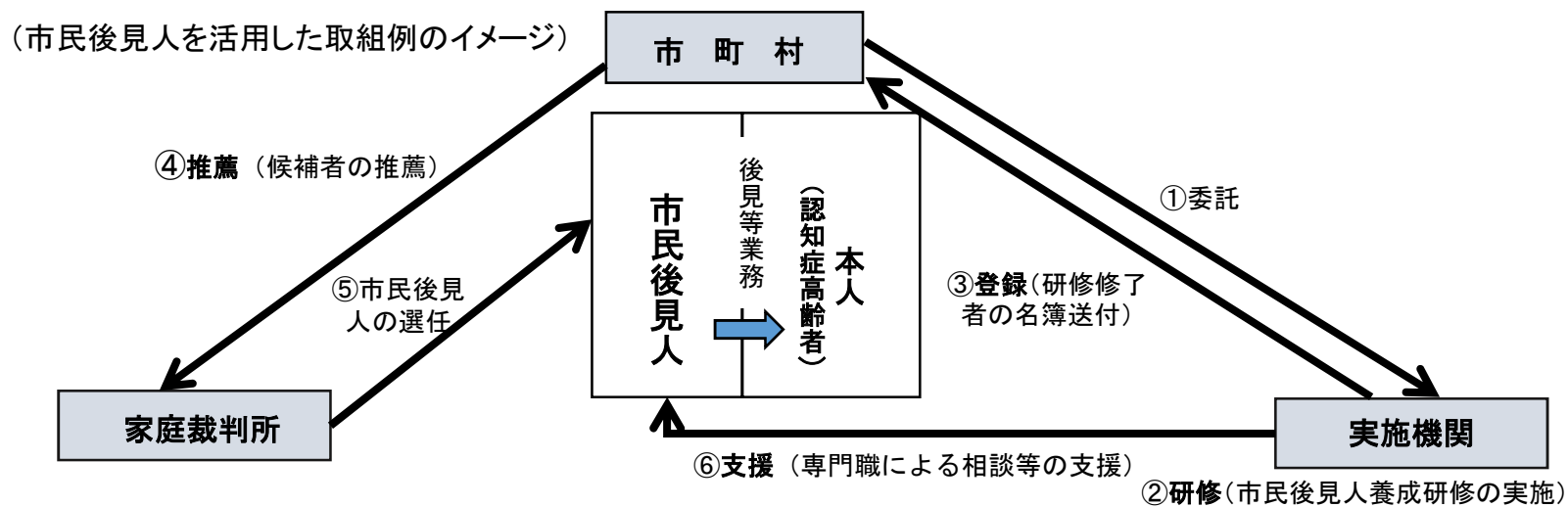
今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」

(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

2012年：約462万人 (65歳以上高齢者の約7人に1人)

→ 2025年：約700万人 (65歳以上高齢者の約5人に1人)



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。

権利擁護人材育成事業の概要

1. 事業内容

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

【事業例】

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・ 成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」を養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動の安定的かつ適正に実施するための支援
- ・ 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

2. 事業創設年度 平成27年度（平成23年～26年は市民後見推進事業において実施）

3. 令和3年度予算 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数

4. 事業実施状況（令和元年度実績：281自治体） 【負担割合】国2／3 都道府県1／3

- ・ 市民後見人の養成： 184カ所
- ・ 日常生活自立支援事業との連携： 95カ所
- ・ 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦： 98カ所
- ・ 市民後見人等からの定期的な報告をふまえた適切な助言・指導： 120カ所
- ・ 専門職との連携体制の構築（専門職との連絡会議の開催など）： 154カ所
- ・ 実務的支援組織（成年後見支援センター等）の設置： 106カ所

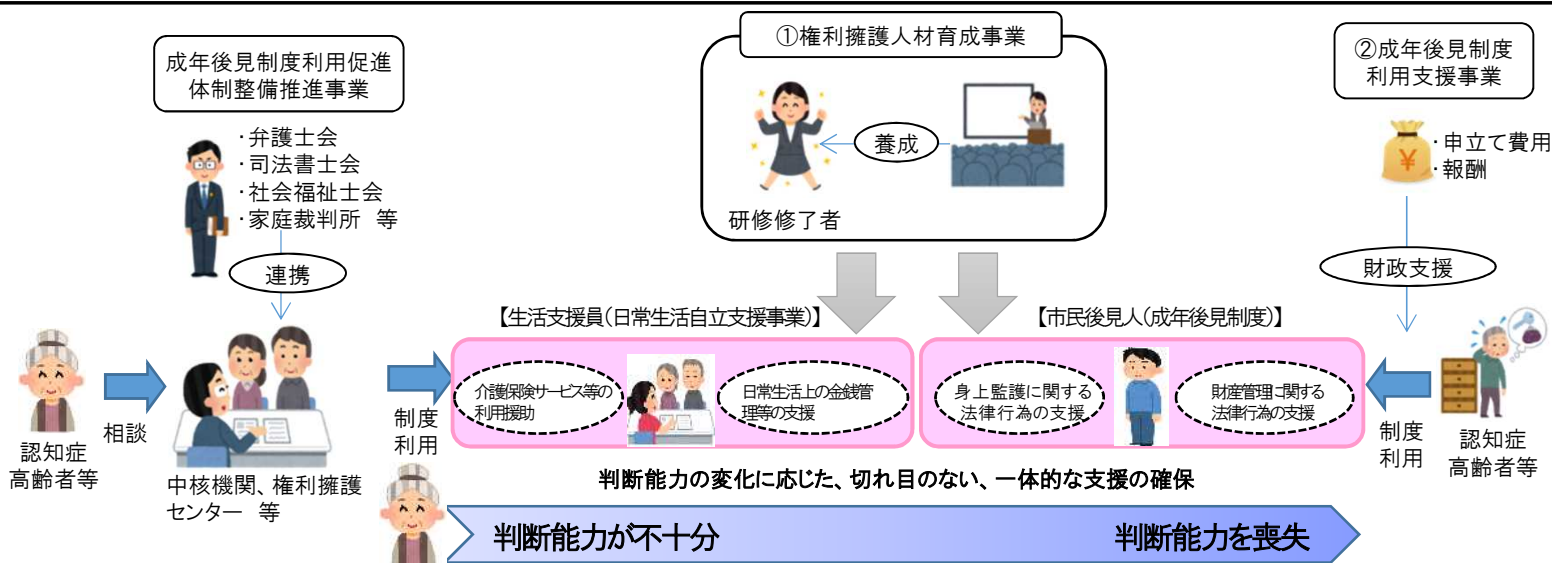
認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

概要

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

事業内容(令和3年度予算)

- ① **権利擁護人材育成事業** **地域医療介護総合確保基金(介護分) 137億円の内数**
成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。
- ② **成年後見制度利用支援事業** **地域支援事業 1,942億円の内数**
低所得の高齢者に対する成年後見制度の市町村申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。
- ※ **成年後見制度利用促進体制整備推進事業等 5.9億円(社会・援護局に計上)**
成年後見制度利用促進のため、中核機関の整備や市町村計画の策定の推進、後見人等に対する意思決定支援研修等の取組を推進。



障害者に対する成年後見制度関係の事業について

令和3年度予算

- ① 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業費等補助金513億円の内数）
 - ・事業内容：成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
 - ・実施主体：市町村

- ② 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金513億円の内数）
 - ・事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
 - (1) 法人後見実施のための研修
 - (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - (3) 法人後見の適正な活動のための支援
 - (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
 - ・実施主体：市町村

- ③ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金513億円の内数）
 - ・事業内容：成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
 - ・実施主体：都道府県、市町村

成年後見制度法人後見支援事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 事業創設年度

平成25年度

※市町村地域生活支援事業の必須事業

4. 令和3年度予算(障害者関係)

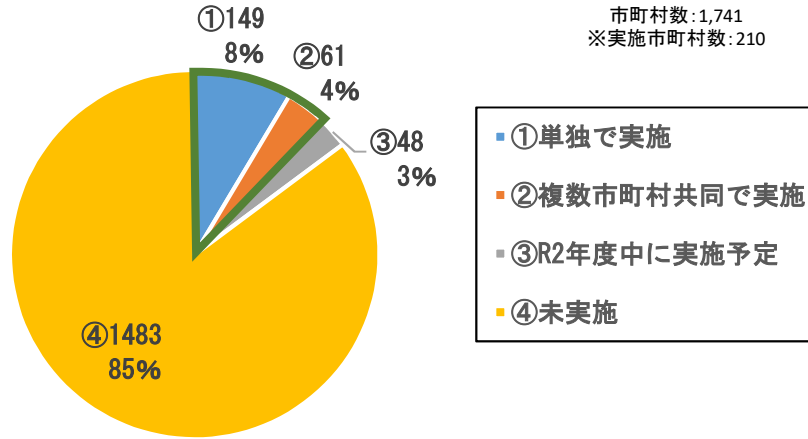
地域生活支援事業費等補助金513億円の内数(令和2年度:505億円、令和元年度:495億円)

5. 事業実施状況

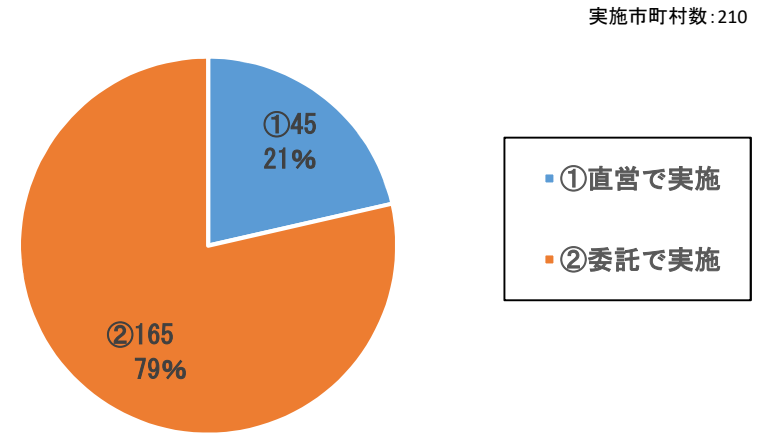
平成31年度 210市町村 ※ 令和2年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」結果による。

成年後見制度法人後見支援事業について

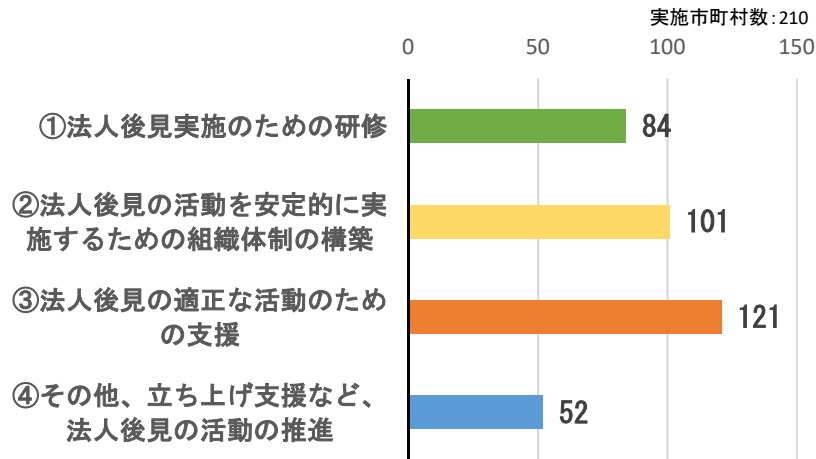
成年後見制度法人後見支援事業の実施状況



成年後見制度法人後見支援事業の実施方法

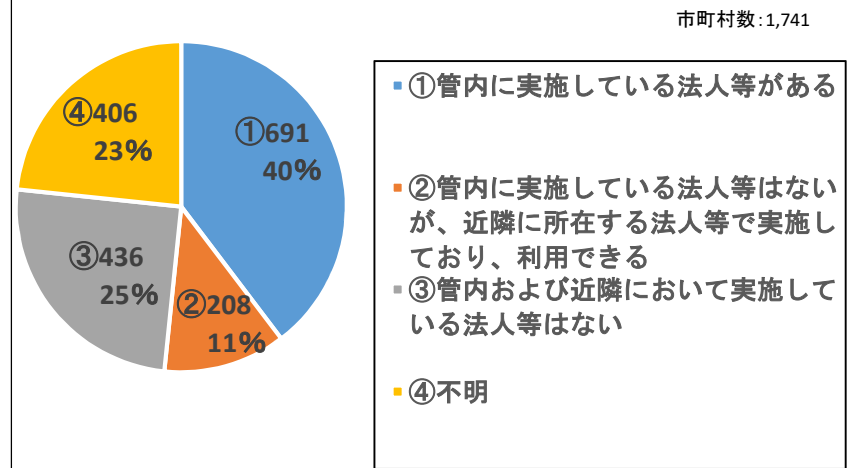


成年後見制度法人後見支援事業において実施している事業内容



※ 複数回答可であるため、合計数は実施市町村数と一致しない。

市区町村における法人後見を実施している法人等の有無

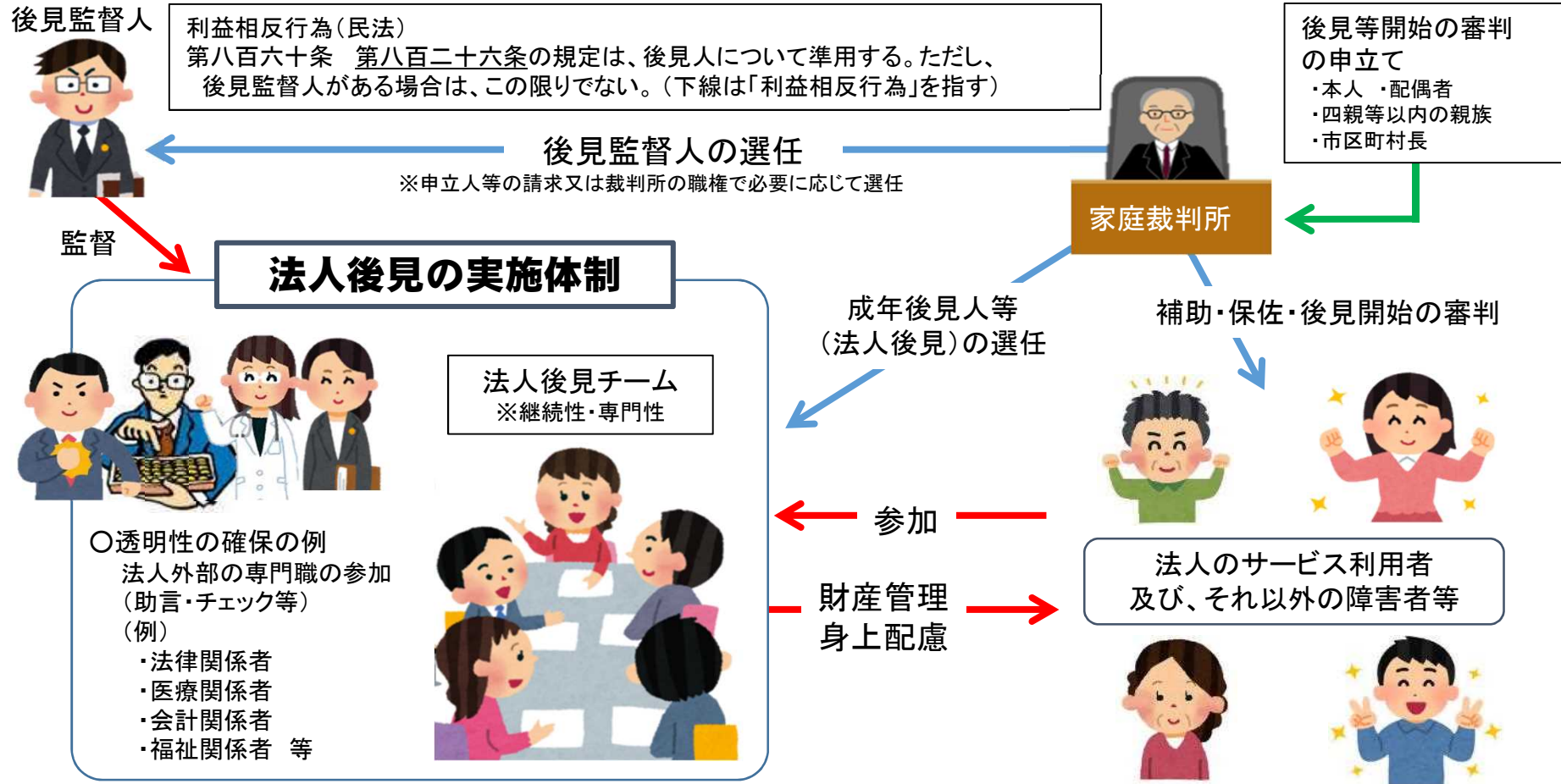


(注) 法人後見事務については自治体による指定等が必要な事務ではないため、調査時点で自治体が捕捉している情報である。

社会福祉法人等による法人後見の取組

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月)抜粋

- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、**後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に**、その活用を図っていくことが考えられる。
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、**地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め**、その普及に向けた取組を実施することが期待される。



障害者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正知的障害者福祉法 改正精神保健及び精神障害者福祉法 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成12年 4月施行	禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴い、市町村長に審判の請求権を付与
	改正障害者自立支援法 (障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律) 【議員立法】	平成24年 4月施行	「成年後見制度利用支援事業(※)」を市町村地域生活支援事業の必須事業化 ※知的・精神障害者成年後見制度の利用に当たって必要となる費用について、助成を受けなければ利用が困難な者に対して助成。
	障害者総合支援法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	平成25年 4月施行	・事業者の努力義務として、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うことを明確化 ・後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図るための研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として追加
	改正知的障害者福祉法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	平成25年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け
	改正精神保健及び精神障害者福祉法 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律)	平成26年 4月施行	・市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け

成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議について

1. 開催の趣旨

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)」において、障害者や高齢者への後見開始等の審判請求に関し、「市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。

また、成年後見制度利用促進専門家会議において、「個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立ができるよう、親族調査の在り方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策等について、検討を行う必要がある。」とされた。(成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和2年3月17日成年後見制度利用促進専門家会議))

これまでに「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を4回開催し、令和3年3月31日に厚労省HPにそのとりまとめ結果を公表した。

2. 検討事項

- ① 審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について
- ② 市町村申立における親族調査の在り方について

3. 構成員

- ・青木 耕司 茨木市健康福祉部地域福祉課 課長
- ・秋山 由美子 NPO法人日本地域福祉研究所 理事
- ・新井 隆哲 横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課 課長
- ・坂本 尚史 東京都福祉保健局生活福祉部 部長
- ・中野 将 愛知県豊田市福祉部福祉総合相談課 副課長
- ・野村 政子 東都大学 准教授
- ・羽根 一誠 和歌山県白浜町民生課 社会福祉士
- ・森 和俊 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援) 課長

4. 今後について

都道府県・市町村に対してとりまとめ結果を踏まえた通知を発出する予定

その他連絡事項について

全国的な相談体制の整備

事業概要	委託先
<p>権利擁護支援体制全国ネット(通称K-ねっと)開設 令和2年10月27日開設(事務連絡・ニュースレターで告知) 電話・メールにて市町村・都道府県からも相談受付 一般からの相談は各地の相談窓口を紹介</p>	<p>全国社会福祉協議会に委託</p>

地域の権利擁護
支援体制づくり

K - ねっと[※]に

に関するお困り事は ※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

- 研修通りに進めてもうまく
いかない...
- 先進事例を教えてほしい...
- 〇〇との連携をどうしたら
よい?
●対応に困っている
ケースの助言がほしい。



☎ 03-3580-1755
 ✉ k-net@shakyo.or.jp

受付時間：月～金
 午前9時～午後5時30分

●ポータルサイトTOP
(ポスター等も同デザインで展開)



●ポータルサイトの各ページイメージ

本人・家族・地域のみなさまへ	ごうけん人など後見人等のみなさまへ	自治体・中核機関のみなさまへ	地域の関係機関のみなさまへ
<ul style="list-style-type: none"> ▶成年後見制度とは ▶成年後見制度の種類 ▶任意後見制度とは ▶法定後見制度とは ▶法定後見制度における成年後見人等の選任 ▶後見等事務を適切に行っていたための仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ▶成年後見人等の選任と役割 ▶市民後見人について ▶後見人等を対象として意思決定支援研修 	<ul style="list-style-type: none"> ▶自治体・中核機関の取組事例検索 パスワード入力 ログイン後 ▶成年後見制度体制整備研修(基礎、応用、都道府県担当者研修) ▶掲示板 	<ul style="list-style-type: none"> ▶医療機関等のみなさまへ ▶介護・障害福祉事業者のみなさまへ ▶金融機関等のみなさまへ



任意後見契約を結んだ和子さん



保佐類型を利用している淑子さん



保佐類型を利用している真司さん



活躍中の5人の市民後見人さん

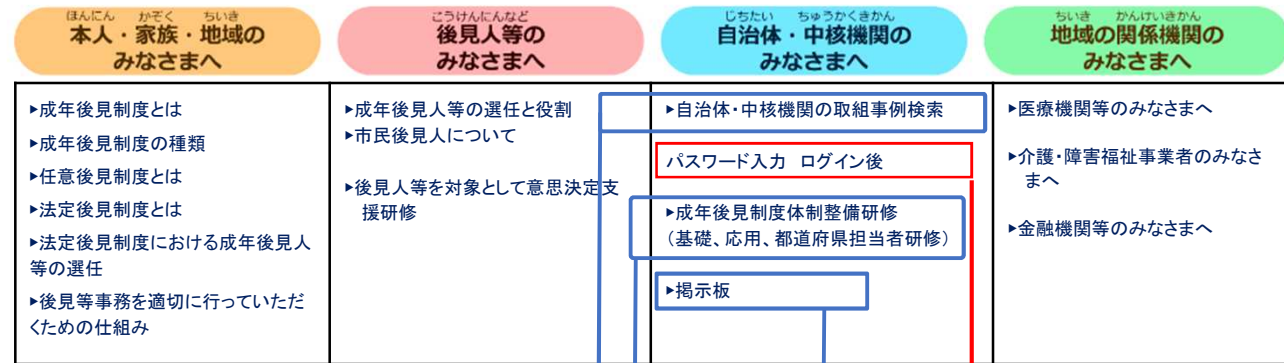
現在活躍中の5人の市民後見人さんが、その活動内容や活動意義を語っています。市民後見人さんの養成、活躍までの流れについても学ぶことができます。

制度を利用しているご本人や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載しています。制度について学びたい支援者の方々にもお勧めの動画です。

●ポータルサイトTOP
(ポスター等も同デザインで展開)



●ポータルサイトの各ページイメージ



検索システムにより、厚労省ホームページ「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

令和2年度の国研修の資料、講義動画をアップしています。異動してきたばかりの職員の皆様向けに、「新しく着任された皆様へ」という動画も掲載しています。

市区町村担当者、中核機関(予定を含む)、都道府県担当者、都道府県が委託している団体職員の皆様は、ログインできるページです。昨年度、都道府県担当者を通じて、市区町村担当者に自治体ID、パスワードが配られています。

掲示板により、自治体・中核機関の職員間で、情報交換が可能となっています。

情報交換の
カテゴリ

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備について
- 協議会等合議体について
- 市町村計画について
- 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の体制について
- 中核機関の取組について
- 都道府県単位の取組について
- 市民後見・法人後見の育成・支援について
- その他